

保 護 者 様

枚方市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の予防対策について (お願い)

平素より、本市の新型コロナウイルス感染予防対策にご理解・ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の大阪府の独自基準である「大阪モデル」において、非常事態を示す赤信号が点灯しております。

つきましては、ご家庭におかれましては、引き続き、下記を含めた新しい生活様式を実践いただき、基本的な感染症対策の徹底を改めてお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な偏見、差別が生じないよう、冷静な対応をお願いします。また、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて別途の対応等についてのお知らせや情報提供を行うことがありますので、ご留意願います。

記

◆ご家庭で引き続きご協力いただきたいこと◆

1. 毎朝、体温測定を含めた健康観察を行い、**発熱などのかぜ症状による体調不良時は、自宅で休養をしてください**(かかりつけ医等お近くの医療機関に相談されることをおすすめします。)

<「出席停止」となる場合>

※ 該当する場合は、学校までご連絡ください。なお、学校と連絡が取れない平日夜間及び土日祝日につきましては、学校が[あいている平日9時～17時の間に改めて、ご連絡ください](#)。

① 児童生徒本人が「感染者／陽性者」と診断を受けたもの

- ・「症状がある場合」の自宅療養期間 … 発症日を0日目として起算

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合は、8日目から登校可能。

(症状の軽快状況等によっては、療養期間が7日間を超える場合があります。)

ただし、10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

- ・「症状がない場合」の自宅療養期間 … 検体採取日を0日目と起算

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目から登校可能。

抗原定性検査キット※を使用し、5日目に陰性が確認できれば、6日目から登校可能。



陽性者の
自宅療養期間
(枚方市HPより)

② 児童生徒本人が濃厚接触者及びその可能性があるもの

- ・濃厚接触者の自宅待機期間 … 陽性者との最終接触等を0日目として起算

陽性者との最終接触等から5日間(6日目から登校可能)

抗原定性検査キット※を使用し、2日目及び3日目に陰性が確認できれば、最短で3日目の陰性を確認した後から登校可能。

ただし、7日間は「感染リスクの高い行動」を控えるとともに、検温など健康状態の確認の継続をお願いします。

- ・同居家族として濃厚接触者に特定された場合は、陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)又は発症後住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として起算。



濃厚接触者の
自宅待機期間
(枚方市HPより)

※ 抗原定性検査キットによる検査について

新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合または、自宅療養期間及び濃厚接触者の自宅待機期間の短縮のために、ご自身で検体採取し、検査を行う場合は、薬事承認された抗原定性検査キット(医療用検査キット[体外診断用医薬品]または一般用検査キット《OTC》[第1類医薬品])を使用して下さい。[研究用]と表示されているものは国が承認したものではありません。

なお、現時点で無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、無症状者が抗原定性検査キットを用いる場合は鼻腔頭検体または鼻腔検体を用いてください。

教育委員会及び学校からの検査キットの配布はありませんので、自費で購入していただくか大阪府検査キット配布センター(詳細・申込は右のバーコード参照)をご活用ください。



大阪府検査キット
配布センターHP

- ③ 児童生徒本人が体調不良による薬事承認された抗原定性検査キットによる検査や PCR 検査等受検待ち及び結果待ちである場合によるもの
 - ④ 児童生徒本人が発熱・咳等の症状があるまたは同居者が発熱・咳等の症状がある場合によるもの(アレルギー症状等、コロナウイルス感染症によるものではないと判断できる場合は除く)
 - ⑤ 主治医による指示(新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高いためなど)によるもの
 - ⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染が不安(各校へご相談ください)によるもの
 - ⑦ 新型コロナワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い
 - 児童生徒が医療機関等で新型コロナワクチンの接種を受ける場合の取扱い

例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなど、柔軟に取扱います。
 - 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱・咳等の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とします。また、発熱・咳等の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により、他者への感染の恐れはないが、療養する必要がある場合には、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなど、柔軟に取扱います。
2. 学校生活においては、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行ったうえで、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといった、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着脱が行われるよう、指導してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。
3. こまめに手洗い・手指消毒を行ってください。
4. 適切な生活習慣を心がけてください。
- ・ ウイルスに負けない心身の健康づくりを心がけてください(十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動、各種メディア(TV、SNS、ネットニュースなど)から離れる時間を作る など)。

【問い合わせ先】

枚方市教育委員会 学校教育部

○児童・生徒の健康管理、PTA 活動について

：教育支援室 学校支援課 電話 050-7105-8045

○児童・生徒及び保護者のケア、偏見や差別・いじめへの対応について

：教育支援室 児童生徒支援課 電話 050-7105-8048

○教育課程全般、部活動について

：学校教育室 教育指導課 電話 050-7105-8052

(平日 午前9時～午後5時30分)